

仕 様 書

1. 件名

データサイエンス活用企業課題解決業務委託

2. 目的

生産年齢人口の減少に伴い、人手不足は喫緊の課題となっており、企業のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進による生産性向上や業務効率化の必要性が高まっている。一方で、経済産業省の推計では、2030年には最大で約80万人のIT人材が不足すると試算されており、愛媛県は、2030年までにDX推進を担うデジタル人材1万人輩出を目標として掲げている。

このような状況を踏まえ、松山市では、大学生や高校生等の若年層を対象に、データサイエンスを含むデジタル技術の学習機会を提供するとともに、若年層が市内企業の課題解決に取り組む機会を創出することで、人材育成、学生と市内企業の交流機会の創出及び市内企業のDX推進を図る。

あわせて、市内企業のデータ利活用を促進し、経営課題の解決や、新事業創出につなげることで雇用機会の充実を図り、若年層の市外転出の抑制を目指すことを本事業の目的とする。

3. 履行期間及び履行場所

契約締結日から令和9年3月19日(金)まで

4. 業務内容

本業務の受託者は、2の目的を達成するため、データサイエンスを含むデジタルスキルの習得及び実践的なビジネススキルの活用を目的とした人材育成プログラムについて、以下の業務を実施する。

なお、本業務はスキルや知識の習得に留まらず、アントレプレナーシップ（起業家精神）の育成に繋がる内容となるよう、可能な限り務めること。

(1) 人材育成プログラムの企画・実施・運営

大学生・高校生等の若年層（以下、参加者）を対象に、市内企業の実課題をテーマとしたデジタル人材育成プログラムを企画・実施・運営すること。

ア. 市内企業の実課題をテーマに、データサイエンスを含むデジタルスキルの習得及び課題発見力・思考力・実行力といった実践的なビジネススキルの習得につながるプログラムとすること。

- イ. 若年層に魅力あるプログラム全体のコンセプト設計及びプログラム名を提案すること。
- ウ. 参加者は20名程度、市内企業は3社程度とする。なお、募集にあたってはプログラムを効果的に周知し、広く参加を募るため、専用WEBサイトの制作等、情報発信の方法を検討すること。
- エ. 開催回数は5回を目安とし、少なくとも初回と最終回は対面で開催すること。また、最終回はプログラムの成果を参加者が発表する場とすること。
- オ. プログラムの参加費は無料とすること。
- カ. プログラムにおける講師は、実施内容に応じた専門家等、適切な人材を選定すること。また、講師の交通費等は受託者が負担すること。
- キ. 参加者及び市内企業に対して、プログラムを修了するための伴走支援やフォローを行うこと。
- ク. プログラムの修了に際しては、市と協議のうえ修了基準を定め、当該基準を満たした者に対し修了証書を発行すること。
- ケ. 必要に応じて、参加者及び市内企業との契約関係書類の作成・締結について支援すること。
- コ. プログラムの内容、開催時期、実施手段、会場等については、松山市と協議の上、決定すること。

(2) アンケートの実施

本事業の効果検証及び今後の事業改善に資するため、参加者及び市内企業を対象に、プログラムの各回終了後に、内容、満足度、理解度、成果等に関するアンケートを実施すること。あわせて、アンケート結果を取りまとめ、松山市に報告すること。

(3) 独自提案事項【任意】

(1)から(2)までの業務と連動し、若年層の転出抑制に効果があると考えられる独自の取組がある場合は、企画提案することができる。ただし、実施に要する経費は、(1)から(2)までの経費と併せて、委託料の上限額の範囲内とする。

5. 連絡・調整の実施体制

契約締結後、ただちに本業務に必要な情報等について打ち合わせを開始する。打ち合わせは、業務の進捗に応じて適宜実施し、実施後は受託者が議事録を取りまとめ、速やかに提出すること。

なお、本業務は産学官が連携して実施するものであり、関係者も多数に及ぶため、松山市だけでなく、大学関係者とも綿密に打ち合わせ及び必要な情報提供を行い、適正に業務を執行すること。

6. 業務実績報告書の作成

本業務実施後、以下の項目を取りまとめた実績報告書を作成し、提出すること。

- (1) 業務の実施期間
- (2) プログラムの参加者一覧
- (3) プログラムに参加した市内企業一覧
- (4) プログラム各回の実施内容（開催日・形式・テーマ・成果等）
- (5) プログラムで使用したアンケートの集計結果及び分析
- (6) 本業務で撮影した写真データ
- (7) チラシやWEBサイト等の広報物
- (8) 本業務の総括（成果、課題、改善点の提案等）

7. その他特記事項

(1) 再委託等の制限

本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部について事前に書面にて報告し、松山市の承諾を得たときは、この限りでない。

(2) 個人情報の取り扱い

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 業務責任者

本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は、あらかじめ業務を実施する従業員及び責任者を選任し、その氏名等を松山市に通知するものとし、当該従業員等を交替させる場合も同様とする。

また、責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

(4) 機密の保持

本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務終了後もまた同様とする。

(5) 成果等の帰属について

本業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む）等については松山市に帰属するものとする。受託者は松山市の承諾を得ないで、業務の成果を他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。

また、受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様

等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

(6) 検査

本業務終了後、成果品については松山市の検査を受けるものとし、業務（成果品）は検査に合格したときをもって完成とする。

検査により手直しを指示された場合は速やかに訂正を行い、指定期日までに納入し、再検査を受けなければならない。

松山市による検査及び手直しの作業に要する費用は、全て受託者の負担とする。

本業務完成後（検査後）において発見された、受託者の責にある不備な点は受託者において速やかに指摘箇所の訂正を行うものとする。

(7) 関係法令の遵守

本業務の実施に当たっては、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、労働者派遣法等のその他関連法令を遵守すること。

(8) 会計帳簿について

受託者は、委託料の支出について会計帳簿を備え、他の経理と区分して業務の支出額を記載し、委託料の用途を明らかにしておかなければならない。また、当該支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに業務の完了した日の属する年度の終了後5年間、保管しなければならない。

(9) 事業実施にあつての注意事項

本業務の実施に当たり、適宜、受託事業の旨を明示して行うこと。

別記

個人情報取扱特記事項

甲…松山市 乙…受託者

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を始めとする関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(管理体制等の事前通知)

第3 乙は、この契約による事務の責任者及び当該事務に従事する者を明確にし、その管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について、甲に、あらかじめ、通知するものとする。なお、変更する場合も、同様とする。

(従事者への周知)

第4 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報保護法又は番号法の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従事者への監督及び教育)

第5 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第8 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持ち出しの禁止)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために必要な範囲を超えて、乙がこの契約による事務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するもの

とする。

(報告義務)

第12 乙は、甲に対し、この契約の遵守状況について甲が指示する頻度で定期的に報告しなければならない。

(事故報告義務)

第13 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第14 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が必要でないとした場合は、この限りでない。

(実地検査)

第15 甲は、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙における事務の管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況を年1回以上、原則として実地検査により確認するものとし、乙はこれに協力しなければならない。

(勧告)

第16 甲は、乙のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(再委託の制限)

第17 乙は、この契約による事務における個人情報の処理を自ら行うものとし、やむを得ず第三者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))を含む。以下同じ。)に再委託するときは、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

2 乙は、甲の承諾によりこの契約による事務における個人情報の処理を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を当該第三者にも遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙が甲の承諾によりこの契約による事務における個人情報の処理を再委託した場合において、甲は、乙を通じて又は甲自らが再委託先に対し、第15に規定する措置を実施するものとし、再委託先はこれに協力しなければならない。

4 甲又は乙は、再委託先のこの契約による事務における個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、再委託先に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第18 甲は、乙が本特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第19 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。